



保管金の電子納付について

R6. 4福岡地方裁判所出納課出納第三係

便利になる点

保管金提出書の提出は不要になります。

電子納付をした保管金については、保管金提出書を裁判所へ提出する必要はありません。

電子納付をする場合には、原則として手数料がかかりません。

電子納付では手数料が不要です（ただし、取扱金融機関によっては必要となる場合もあります。詳しくは各金融機関にお問い合わせください。）

あらかじめ登録した銀行口座に還付されます。

電子納付をした保管金について、事件が終了したなどにより残金が還付される場合、あらかじめ利用者登録の際に指定した銀行口座に自動的に振り込まれます。

電子納付の流れ

まず利用者登録(事前登録)をしてください。

利用者登録申請書は、裁判所保管金担当窓口にてご用意しています。申請書に必要事項を記入して、郵送もしくは窓口へ直接提出してください。

「利用者登録コード」と「初期パスワード」を発行します。

※この「利用者登録コード」は、全国の裁判所で共通して利用できます。

電子納付を希望する旨を告げてください。

裁判所手続の申立書等に電子納付する旨を記載し、併せて「利用者登録コード」を付記してください。電子納付に対応した保管金提出書をお渡しします。

さあ、電子納付をしましょう。

インターネットバンキング、Pay-easy（ペイジー）対応のATM等を利用して、原則として24時間365日いつでも電子納付をすることができます。その際には、お渡しした保管金提出書に記載された収納機関番号等が必要になります。

※ゆうちょ銀行、福岡銀行、みずほ銀行、三菱UFJ銀行等のPay-easy（ペイジー）対応のATMでご利用できます。

（Pay-easy（ペイジー）についての詳しい内容は<http://www.pay-easy.jp/>をご覧ください。）

ペイジーマーク
このマークのある金融機関のATMで電子納付ができます。

保管金提出書（一部）

以下の欄に収納機関番号、納付番号、確認番号が記載されている場合は、従来の納付方法に加えPay-easy（ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング等を利用して保管金の電子納付をすることができます。

収納機関番号	納付番号	登録コード	確認番号
--------	------	-------	------

収納機関番号、納付番号、確認番号
電子納付をするためには、これらの番号が必要になります。

窓口納付にも使えます

利用者登録した情報は、現金納付や当座納付にも使えます。

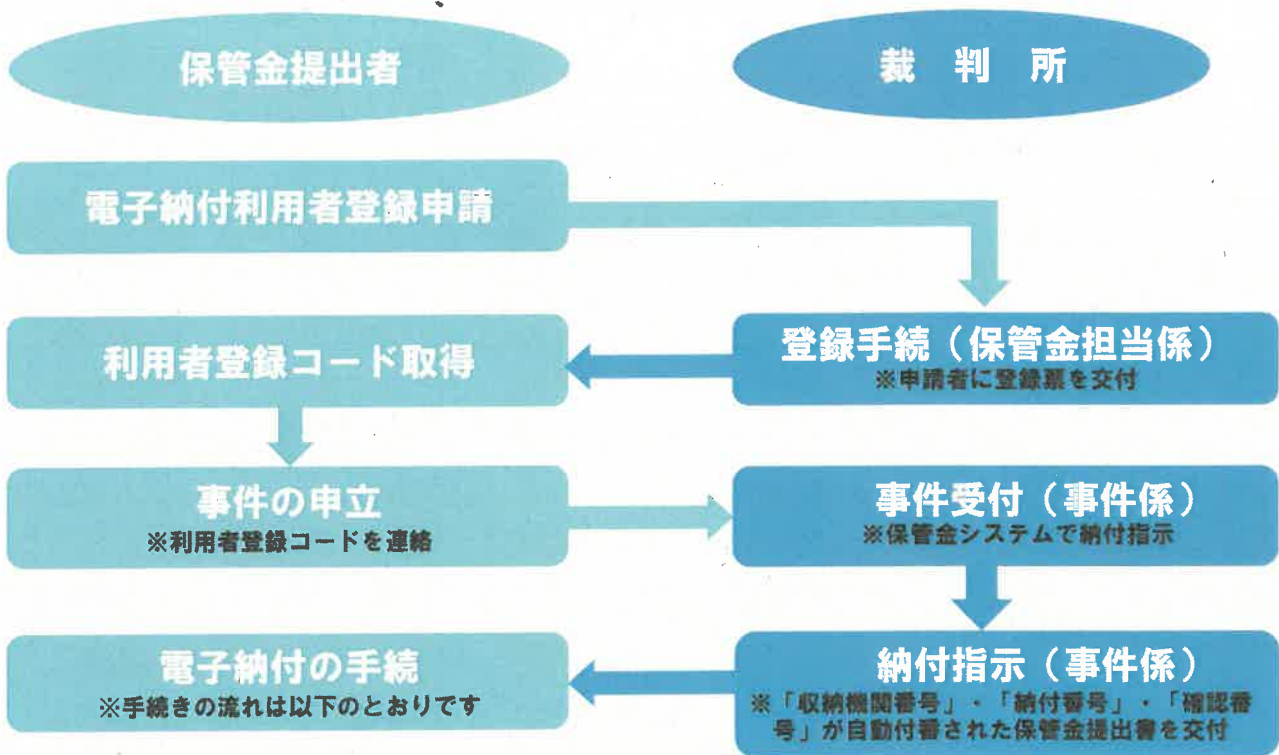
保管金提出書の記入の手間を省けます。

※現在のところ、民事執行事件における買受申出保証金及び売却代金は、電子納付によることができません。

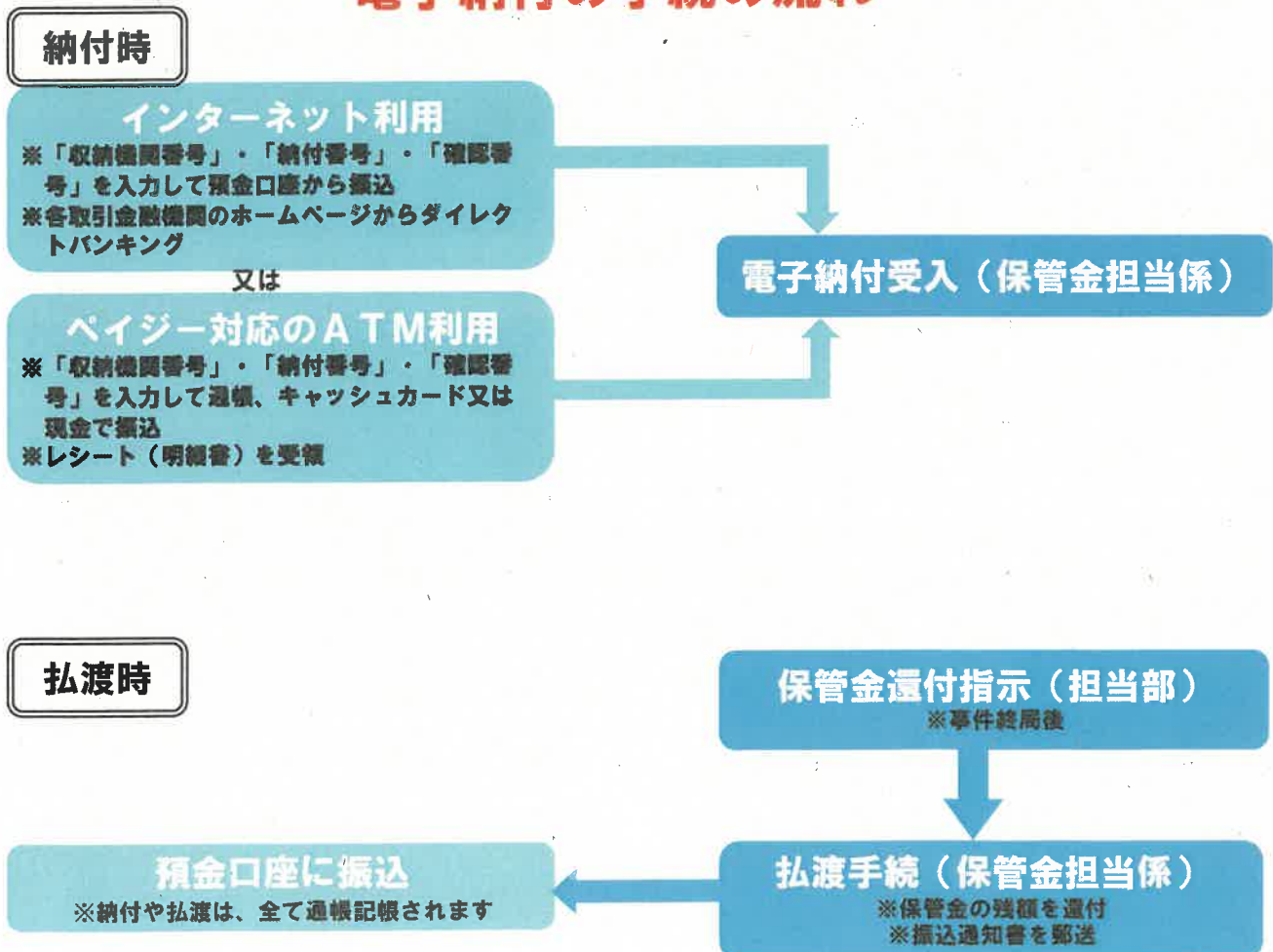
問い合わせ先 福岡地方裁判所出納課出納第三係 TEL092-981-9657 FAX092-711-1665

電子納付のイメージ

(R7.1版)



電子納付の手続の流れ



便利で簡単！

「電子納付」

保管金の「電子納付」とは

保管金をインターネットバンキングやPay-easy(ペイジー)対応のATM等を利用して納付することです。

原則
24時間
365日
納付可能

一度の登録で
全国の
裁判所で
利用可能

残金は事前に
指定された
口座に振込み

原則
手数料不要

郵便切手の
予納不要

保管金提出書の
記入・提出
不要

注意点

- 1 平日午後5時以降や土曜日、日曜日等の裁判所の閉庁日の電子納付の場合は、裁判所の受入確認が翌開庁日となります。
特に、保釈保証金、代替金及び追徴保全解放金の場合は、ご注意ください。
- 2 ATMで休日・夜間に手続をする場合、金融機関によっては、時間外手数料がかかることもあります。
- 3 電子納付できない事件もありますので、事前に担当者に確認してください。

福岡地方裁判所

※ 手続のイメージについては、裏面をご覧ください。

(R6. 4版)

電子納付のイメージ

ステップ1

①利用者登録(事前登録)

福岡地裁出納課保管金係の窓口「電子納付利用者登録申請書」を提出

→ 「電子納付利用者登録票」を受領

ステップ2

②保管金提出書(電子納付用)を受領

保管金を電子納付する旨と「登録コード」を裁判所(受付担当者又は担当書記官)に申出(訴状等に記載も可)

ステップ3

③電子納付

②の保管金提出書に記載されている「収納機関番号」「納付番号」「確認番号」を使ってインターネットバンキング、Pay-easy(ペイジー)対応のATMで電子納付